

製品安全データシート

会 社 名 株式会社FSY
住 所 東京都品川区南大井1-2-9
電話番号 TEL03-3768-9651 FAX03-3768-9652
作 成 日 2011年6月1日
改 定 日 2022年10月20日

製 品 名 アダップ (ADD UP)

物質の性状 混合物。灯油溶液。無色液体。微石油臭。
組成 炭素数11～13を中心とするパラフィン、オレフィン、ナフテン、芳香族系の多数の炭化水素の混合物。
1%以下の果実エキス及び果実酵素の誘導体を含有する。
灯油 99% ぶどう抽出末 1%
CAS NO. 8008-20-6 64742-81-0

物理・化学的性質

比 重: 0.7939 凝固点: < -30℃ 蒸気比重: 4.5(空気=1)
引火点: 41～50℃ 沸 点: 163～257℃ 粘 度: 1.25(cst, 40℃)
反 応: 中性 溶解度: 水に不溶。

火災・爆発性

引火点: 41～50℃ 発火点: 210℃ 爆発限界: 0.7V% (下限) ～5.0V% (上限)

可燃性液体、引火点またはそれ以上の温度で可燃性混合物を生成しうる。静電気、本物質は発火性の放電を生じさせる静電気を貯蓄しうる。空の容器は製品の残渣(液又は蒸気)を含んでおり危険である。圧力をかけたり、切断したり、溶接したり、ろう付けしたり、ハンダ付けをしたり、穴をあけたり、磨いたり、またはこのような空の容器を、熱・炎・スパーク・静電気または、他の点火源にさらしてはいけない。空容器が爆発し、負傷または死亡事故を起こすこともありうる。空容器は完全に液を抜き、適切に栓をし、適切な廃棄処分にする。

危険有害性の分類

分類 : 引火性液体

(吸入した場合) 急性の場合

興奮、頭痛、幻覚、耳鳴、酩酊、胃腸障害、知覚喪失、記憶力減退、発声及び嚥下困難、体温低下、悪寒、チアノーゼ、脈拍及び呼吸が弱くなる症状を呈し、胸膜炎、肺水腫を起こすことがある。

(吸入した場合) 慢性の場合

血液異常(血球減少、沈降速度減少)、結膜反射喪失、膝反射の増大を来とし、慢性神経炎となることがある。

(飲んだ場合)

わずかな毒性。誤って飲んだりまたは吐き出したりする際、呼吸器系に吸入された少量の液体が中度から重度の肺障害を起こすこともあり、死に至ることもあり得る。

(皮膚に触れた場合)

刺激し、慢性的には経皮呼吸により上記障害を起こすことがある。

(目に入った場合)

刺激し、結膜炎、角膜炎を生じることがある。

暴露防止の措置

保護具

- | | |
|------|--|
| 目・顔 | 保護メガネを着用する |
| 保護衣類 | 耐油性の手袋、長靴、前掛、また静電気対策に静電服、静電靴を着用する。 |
| 呼吸器 | 有機ガス用防毒マスク。ガス濃度の高い場合は送気マスク、空気呼吸器を使用する。 |
-

廃棄上の注意

回収した液体を廃棄するときは、焼却炉の火室へ噴霧するか、ケイソウ土などに吸収させて、開放型の焼却炉で少量ずつ安全に焼却する。

運送上の注意

- 荷役作業手順の再確認を行う。
 - 安全設備、器具の点検整備を行う。
 - 運送上、必要な資格を有していること。
 - その他漏洩時の措置、取扱上の注意による他危険物輸送に関する遵守事項による。
-

適用法令

消防法分類： 危険物第四種第二石油類

労働安全衛生法： 施行例・危険物（引火性の物）（別表1・4－4）

その他：IMCO：分類区分3・3項 引火性液体 IMDGコード3151頁 国連番号： 1223

<備考>

注意事項： この情報は弊社が知る限り正確なものです。しかし使用される環境及び条件については、弊社がコントロールできないため、この情報の使用によって直接的または間接的に損失もしくは損害が生じたとしても、弊社はいかなる責任も負いません。

応急処置

(目に入ったとき)

直ちに清浄な水で刺激が無くなるまで洗眼すること。刺激が続けば、医師の手当てを受けること。

(皮膚に触れた場合)

汚染した衣服や靴などはすみやかに脱ぎ、多量の水及び石鹼で洗い流す。

(大量に吸引した場合)

中毒患者を直ちに空気の新鮮な場所に移し、患者の虚脱を防ぐため枕をせずに寝かせ、毛布などにくるんで安静保安し、直ちに医者の手当てを受ける。呼吸の止まっている場合には人工呼吸を行い、呼吸の弱い場合は酸素吸入するか必要なら人工呼吸を行う。

(飲込んだ場合)

患者に意識がある場合には水でよく口を洗わせ、無理には吐き出させてはならない。直ちに医者の手当てを受ける。意識が無い場合、口から何も与えてはならない。

火災時の措置

- (1) 初期消火には、粉末、砂などを用いる。棒浄水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
 - (2) 速やかに必要な個所に通報し、応援を求める。火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
 - (3) 周辺火災の場合、周囲の設備などに散水し冷却する。また移動可能な容器は安全な場所に速やかに移す。
 - (4) 消火剤： 粉末、砂、水(噴霧)、泡消火剤。
-

漏洩時の措置

地上にこぼれたり漏洩した場合

- (1) 必要な個所に通報し、応援を求める。漏洩した場所の周辺には関係者以外の立入りを禁止する。付近の着火源を取り除く。消火用器材を準備する。
- (2) 漏洩した液は土砂、土のうなどで流出を防止した上で、ポンプで吸い上げるか(防爆型ポンプまたはハンドポンプを使用)または適切な吸着剤で回収し、空容器などに回収する。回収した物質の廃棄に際しては、専門家に相談しその地域の廃棄に関する規則を遵守する。量の少ない場合、土砂など(可燃物質は不可)に吸収させると作業が行いやすい。火花を発生しない安全なシャベルなどを使用することが望ましい。
- (3) 作業に際しては、風下を避け保護具を着用するなどして、蒸気を吸入したり、皮膚に付着しないようにする。

水中にこぼれたり漏洩した場合

- (1) 着火源を除去する。周囲と風下の人々及び船舶に対し、火災及び爆発の危険性について警告し、近くに何もいないようにする。
 - (2) すくい取るかまたは適切な吸着剤を使用して表面から除去する。地方自治体及び関係官庁が許可するならば、閉鎖系でない水域では沈降剤及び適切な分散剤が使用できるかもしれない。
 - (3) 回収した物質の廃棄に際しては、専門家に相談しその地域の廃棄に関する規則を遵守する。
-

取扱い及び保管上の注意

- | | |
|-----|------------------------------------|
| 取扱い | ○ 火気、静電気、衝撃火花などによる着火源が生じないように注意する。 |
| | ○ 漏洩を防止する。 |
| | ○ 保護具を着用 |
| 保管 | ○ 密栓し、漏洩を防止する。 |
| | ○ 直射日光を避け、冷暗所に保管する。 |

その他消防法などの法令に定めるところに従う。
